

介護保険に関する制度のご紹介

介護保険サービスを利用する低所得者の負担を軽減する制度です

岡金屋庁舎長寿支援課

居住費・食費の自己負担上限額（1日あたり）

区分	居住費（滞在費）の上限額			食費の 上限額
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室 ・従来型個室	多床室	
第1段階 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が 住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者・生活保護の受給者	820円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が 住民税非課税で、 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の 合計が80万円以下の人	820円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が 住民税非課税で、第2段階に該当しない人	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担額限度額は（ ）内の金額となります。

介護保険負担限度額認定

介護保険の施設サービス（入所）や短期入所サービスを利用された場合、低所得の人は、申請をすることで居住費や食費が表の負担上限額までの自己負担になります。

認定の基準として、本人および配偶者（事実婚を含む）の所得や、資産状況（預貯金など）を勘案します。なお、虚偽の申告によって不正に認定証の交付を受け、保険給付を受けた場合、給付額の返還および加算金が課せられることがあります。

●申請

認定を受けるためには、申請が必要で「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けなければなりません。申請時には、本人および配偶者の資産状況などの記入や通帳のコピーなどが必要です。この認定証の有効期限は、原則申請月の初日（1日）から、7月31日までです。

社会福祉法人による生活困難者の利用者負担軽減

社会福祉法人が、生計が特に困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の1割分と食費・居住費（滞在費）の利用者負担の軽減をします。

軽減を受けるためには、利用者または家族などによる申請が必要で、社会福祉法人に提出するための「確認証」の交付を受けなければなりません。この確認証の有効期限は、原則申請月の初日（1日）から7月31日までです。なお、認定の基準として、収入や預貯金などの条件が複数あります。申請方法は金屋庁舎長寿支援課にお問い合わせください。

●申請先

- ・金屋庁舎長寿支援課
- ・吉備庁舎住民課
- ・清水行政局住民福祉室